目 次

目次欄(青字)をクリックすると、該当ページに移動します。

出席語	義員		. 2
第1	会議録署名詞	養員の指名	. 5
第 2	会期の決定		. 5
第3	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	. 6
第4	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	. 7
第5	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	. 7
第6	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて	. 8
第 7	議案第32号	令和 4 年度利府町一般会計補正予算	. 9

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。 このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和4年4月利府町議会臨時会会議録(第1号)

出席議員(18名)

1番	今	野	隆	之	君	2番	渡	邉	博	恵	君
3番	鈴	木	晴	子	君	4番	西	澤	文	久	君
5番	伊	藤		司	君	6番	坂	本	義	也	君
7番	羽	Ш	喜	富	君	8番	伊	勢	英	昭	君
9番	安	田	知	己	君	10番	木	村	範	雄	君
1番	土	村	秀	俊	君	12番	高	久	時	男	君
3番	及	Ш	智	善	君	14番	永	野		涉	君
5番	遠	藤	紀	子	君	16番	渡	辺	幹	雄	君
7番	鈴	木	忠	美	君	18番	吉	岡	伸_	二郎	君

欠席議員 (なし)

1

1

1

1

説明のため出席した者

町	長	熊	谷		大	君
副町	長	櫻	井	やえ	之子	君
総 務 部	長	後	藤		仁	君
企 画 部	長	鎌	田	功	紀	君
企画部財務	課 長	藤	岡	章	夫	君
町民生活	部 長	名	取	仁	志	君
町民生活部町巨	是課長	太	田	健	<u>-</u>	君
町民生活部税務		村	田		晃	君
町民生活部生活環	境課長	福	島		俊	君
保健福祉	部 長	鈴	木	久仁	二子	君
保健福祉部地域福	祉課長	小	畑	香	代	君
保健福祉部子ども支	援課長	谷	津	匡	昭	君
保健福祉部健康推	進課長	上	野	昭	博	君

経済産業部長	佐藤浩幸君
経済産業部商工観光課長	郷右近 啓 一 君
都 市 開 発 部 長	近 江 信 治 君
都市開発部都市整備課長	堀越伸二君
都市開発部施設管理課長	戸 枝 潤 也 君
上下水道部長	鈴 木 義 光 君
上下水道部上下水道課長	鈴 木 喜 宏 君
会 計 管 理 者	折笠ゆき江君
教 育 長	本明陽一君
教 育 部 長	菊 池 信 行 君
教育部教育総務課長	大 谷 浩 貴 君
教育部生涯学習課長兼郷土資料館長	鎌田輝久君

事務局職員出席者

 事 務 局 長
 郷 家 洋 悦 君

 局長補佐兼議事係長
 大 枝 大 将 君

 主 査 戸 石 美 佳 君

議事日程(第1日)

令和4年4月28日(木曜日) 午後1時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて

第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

第 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

第 6 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

第 7 議案第32号 令和4年度利府町一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 開 会

○議長(吉岡伸二郎君) ただいまから令和4年4月利府町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(吉岡伸二郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、14番 永野 渉君、15番 遠藤紀子君を 指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(吉岡伸二郎君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

なお、本日の日程につきましては、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

提案理由の説明

○議長(吉岡伸二郎君) 日程第3、承認第2号専決処分の承認を求めることについてから日程 第7、議案第32号令和4年度利府町一般会計補正予算を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。町長。

○町長(熊谷 大君) それでは、臨時会に提案しております承認4件、議案1件について、順 次御説明申し上げます。

承認第2号専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律と地方税法施行令等の一部を改正する政令が今年の3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行されたことに伴い、課税上、緊急を要したことから地方自治法第179条第1項の規定により、利府町町税条例及び利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を3月31日

に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

改正の主な内容でございますが、利府町町税条例については、法改正に合わせ固定資産税に 係る負担調整措置、省エネ改修住宅に係る減額措置に関する規定の改正を行ったものでありま す。利府町国民健康保険税条例については地方税法施行令の改正に合わせ、課税限度額に関す る規定について改正を行ったものであります。

次に、承認第3号から承認第5号までの専決処分の承認を求めることについては関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

先月の16日に発生した福島県沖を震源とする地震により公共施設等に被害を受けており、その復旧等に係る経費について緊急執行を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度利府町一般会計補正予算を3月19日に専決処分し、また令和4年度予算にて執行する復旧等に係る経費につきましても、令和4年度利府町一般会計補正予算及び令和4年度利府町水道事業会計補正予算を3月30日に専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、議案第32号令和4年度利府町一般会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に2億2,821万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億1,214万4,000円とするものであります。今回の補正予算につきましては、先月の16日に発生した福島県沖を震源とする地震により被害を受けた施設の災害復旧費を計上するほか、生涯学習センターの解体工事や令和4年1月の火災により焼失した八幡崎住宅の解体工事等必要な経費について増額するものであります。

以上が、本臨時会に提案しております承認 4 件、議案 1 件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(吉岡伸二郎君) 日程第3、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題と します。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質 疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本件の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(吉岡伸二郎君) 日程第4、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題と します。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質 疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本件の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉岡伸二郎君) 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(吉岡伸二郎君) 日程第5、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題と します。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質 疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本件の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(吉岡伸二郎君) 日程第6、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題と します。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。質疑の発言を許します。質 疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本件の討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 異議なしと認めます。したがって、本件は承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第32号 令和4年度利府町一般会計補正予算

○議長(吉岡伸二郎君) 日程第7、議案第32号令和4年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。また、質疑は重複 しないよう関連質疑で対応するようお願いします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番(鈴木晴子君) それでは、2点お願いいたします。

8ページをお願いします。

11款 2 項 1 目の公共施設等災害復旧費の庁舎災害復旧工事。この中にインターロッキングの 修繕も入っているかと思いますけれども、こちら地震のあるたびに同じような場所が崩れると いうか影響が出てしまって、毎回同じように直しているふうになっているんですけれども、こ の部分どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

それから 2 点目。 9 ページの11款 4 項 1 目民生施設災害復旧費の14節工事請負費の南沢児童 遊園の災害復旧工事でございますけれども、こちらの被害状況を詳しくと、それからこのトイ レの築年数をお伺いいたします。

以上です。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 当局、答弁願います。財務課長。
- ○財務課長(藤岡章夫君) お答えします。

1点目の庁舎災害復旧工事でございますが、議員御指摘のとおり地震があるたびに被災している状況でございます。そのようなことから、今回基礎の部分にコンクリートを打設しまして、可能な限り沈下しないような対策を施した上で復旧工事を行う予定でございます。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 2点目、子ども支援課長。
- ○子ども支援課長(谷津匡昭君) お答え申し上げます。

まず、被災状況でございますが、こちらにつきましては天井コンクリート部分、一部破損い たしまして落下したというふうな状況でございます。現在使用禁止となっております。

築年数につきましては、約47年経過しております。

以上です。

○議長(吉岡伸二郎君) 鈴木晴子君。

○3番(鈴木晴子君) インターロッキングにつきましては、やはりコンクリートを敷いたほうがいいのではないかなと思っていたところでしたので、本当によかったなと思います。

2点目の児童遊園のトイレでございますけれども、こちら同じような築年数の町内の児童遊園の中で同じような築年数のトイレ、こちらのほう点検が必要なのではないかなと思うんですが、その辺の現状をお伺いしたいのと、今そのトイレ、原状復旧ということで同じように設置になるのかなと思うんですけれども、設置場所を見ますと公園の中で大分奥まって、見た感じはちょっとあまり新しく設置する場所としては適当ではないのかなというふうには思うんですが、その辺の考えをお伺いいたします。

以上です。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 子ども支援課長。
- ○子ども支援課長(谷津匡昭君) お答え申し上げます。

まず、点検についてでございますが、今回の震災につきまして緊急性のある修繕が必要というのはこの南沢児童遊園のみというふうなことになっております。今後につきましては、やはり現地のほうの確認と調査を進めながら、経年劣化の部分というのもございますので、今後緊急性や必要性を考慮した上で優先順位をつけるなど計画的に修繕、改修などを行っていけるように検討していきたいと考えております。

次に設置場所でございますが、こちらでも現地のほうを確認しておりまして、一部方向によっては死角が発生するというふうなことは認識しております。一方で、公園正面には戸建ての住宅が多数あるということで、これまで見守り等含め安全性が確保されてきたというふうには考えております。

また、今後につきましては、植栽等も大分大きくなってきたりとかしておりますので、剪定など適正な管理を行うことで死角のほうを少なくしていきたいというふうにまず思っております。

設置場所の変更ということでございますが、今回は災害復旧ということで原状の復旧というのが基本となってまいります。また、配管につきましては上下水道関係の配管、こちらのほうまで対応するとなると経費のほうが大きくなること、また今回財源といたしまして災害復旧事業債、こちらのほうの活用を視野に入れているというふうなこともありますので、現在の位置のところで整備のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 鈴木晴子君。
- ○3番(鈴木晴子君) 答弁にもありましたとおり、死角になる部分ということは御理解いただいているのかなというふうに思います。やはり安全な場所に設置していただきたいというふうに思うんですけれども、もし無理なようであれば、やはりイメージ的には何とか明るいふうな工夫をしていただきたいなというふうに思います。

今、現状として手洗いとかあまりないような状況だと思うんですけれども、新しく設置する となるとどのような形で手洗いとか、そういうふうな新しい機能的なものもあるのか、お伺い します。

以上です。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 子ども支援課長。
- ○子ども支援課長(谷津匡昭君) お答え申し上げます。

まず、機能の部分ですけれども、現在は小便器、大便器それぞれ1基ずつというふうな状況になっておりますので、今回修繕するに当たりましては、一部修繕だけではやはり機能的な面プラス安全面のほうを復旧させるというところは、なかなか難しいというふうには考えておりますので、まず基礎の部分をしっかりとした上でユニット系のトイレのほうに切替えをした上で、手洗い等を追加するような形で復旧のほうは進めていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(吉岡伸二郎君) ほかに質疑ございませんか。12番 高久時男君。
- ○12番(高久時男君) 1点だけ。今回の補正、大体その災害復旧に向けたものだと思うんですけれども、3ページで歳出の部分で2億1,600万円、この災害復旧で見込まれているわけです。ただ、じゃあこの金額の中の財源として、国のほうから文教施設ということで5,000万円、一応見込まれていますけれども、それ以外の復旧工事に対しての国県からの補助というのは見込めないんでしょうか。
- ○議長(吉岡伸二郎君) 財務課長。
- ○財務課長(藤岡章夫君) お答えいたします。

今回の補正予算につきましては、文教施設のみの5,000万円の国庫負担金分を計上しているところでございます。今後、道路関係など補助の査定を受ける予定となっておりましたので、そういったものを整理しながらですね、まだはっきり具体的に金額として出せる状況にないということで、今後財源の中で調整して、改めて補正予算で計上させていただくこととしておりま

す。よろしくお願いいたします。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 高久時男君。
- ○12番(高久時男君) まだその助成の部分に関してははっきりしないということで、その都度確定した段階で教えてくれるということでよろしいですよね。大体どのくらいのパーセンテージが見込めるんですかね。推測でいいですけれども。
- ○議長(吉岡伸二郎君) 財務課長。
- ○財務課長(藤岡章夫君) お答えいたします。

学校関係は、災害復旧費が認められたうちの3分の2の補助となっています。道路関係につきましては、事業費の80%が補助対象事業費となるという状況でございます。その裏につきましては地方債、補助災害復旧事業債ということで地方債も入ってくるんですけれども、いずれにせよ査定を受けてどういう結果になるかというような状況でございましたので、まず歳出予算のほうを先に上げさせていただきまして、財政調整基金で一部立替えとはなりますが、先ほど答弁したとおり財源を組み替えて査定結果を反映して、できる限り国費を活用しながら一般財源が少なくなるような予算編成で対応していく予定でございます。

- ○議長(吉岡伸二郎君) ほかに。13番 及川智善君。
- ○13番(及川智善君) 8ページの財産管理2の1の5です。生涯学習センターの解体工事ということで、聞くところによると数量の変更ということらしいんですけれども、この内容ですね、数量の変更というのは生涯学習センターの解体工事がもちろん既に始まっていて、だから数量の変更があって補正予算に計上したと、今回そういう経緯であったと思うんですけれども、その内容についてお伺いします。

それから、この中で地方債のさっき議論ありましたけれども、財源として770万円地方債で、 あと一般財源が80万円ということでそういう割り振りをしているんですけれども、なぜ地方債 に財源を求めなければならなかったのかについてもお尋ねいたします。

それから下の土木費、2点目なんですが、八幡崎の住宅解体工事ということで300万円計上されていますけれども、これ、私議運に入っていないので中身を聞いていないんですけれども、多分1月の火災か何かがあったところの解体工事と思われるんですが、この内容についてお伺いいたします。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 当局、答弁願います。財務課長。
- ○財務課長(藤岡章夫君) お答えいたします。

旧生涯学習センター解体工事の今回の増額の内容でございますが、工事の実施に伴い、当初 見込みで計上していた部分でほぼ実績に近い形で数字が出てきております。街灯の撤去、水道 管の埋設物の撤去のメーター数の変更、それからエアコンのフロンガスの撤去などなど、また コンクリートがらの処理トン数なども実績に近い形で数値が出てきておりまして、今回、当初 5,285万5,000円で工事請負契約の仮契約から本契約をさせていただきましたが、その分プラス 850万円ということで、最終的に6,100万円ほどを見込んでおります。

なお、今後の流れでございますが、今回補正予算で上げさせていただきまして、その後に変 更契約を結びますが、仮変更契約といたしまして、次の議会におきまして変更契約の議案とし て、またお願いする予定でございます。

2点目の財源につきましてでございますが、こちら当初から公共施設適正化推進事業債といいまして、補正予算書の4ページのほうに上げさせていただいておりますが、こちらの増額分が770万円となっております。こちら、この公共施設等適正管理推進事業債につきましては充当率というものがありまして、事業費に対して借金できる限度というものがありまして、90%となっております。850万円に90%を掛けて770万円を地方債で見込んだというものでございます。以上でございます。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 3点目。施設管理課長。
- ○施設管理課長(戸枝潤也君) お答えいたします。

八幡崎住宅解体工事に関する内容ということでございます。こちらにつきましては、令和4年1月4日に発生した火災により焼失しました八幡崎住宅2-28号ほか1戸について、解体を行うものでございます。建物は長屋で、4戸で1つの建物でございます。うち2戸については火災による影響がなかったことから、切取り解体というものを行う予定としております。

以上でございます。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 及川智善君。
- ○13番(及川智善君) 生涯学習センターの解体工事の件なんですけれども、さっき財務課長のほうから予算をつけてから変更契約をするということだったんですけれども、順番逆じゃないですかね。契約して予算をつけるというのが業務の手順じゃないかなと思うんですけれども。変更する前に予算をつけて変更契約は後で行うというのは、ちょっと業務の順番としては違うんじゃないかなと思うんですけれども。例えば、実施した分についての予算を後でつけるということが普通考えられる仕事の仕方じゃないかなと思うんですけれども、その辺についてお尋

ねします。

それから、八幡崎住宅の件については1月4日に火災があって、今4月28日ということで、かなり月数がたっている。予算の関係もあったのかなと思うんですけれども、公営の住宅ですから何か火災とか災害があった場合には直ちにというか、ある程度早めに処置するのが仕事のやり方として、また仕事のやり方という話し方をさせていただいておりますけれども、1月4日の火災があったということで、かなり御近所の方からもいつやるんだろうかという話もちらっと私の耳にも入っていたところだったんですけれども、なぜそういうふうに今回3か月置いてからということで処置するようになったか、その辺についてもお尋ねいたします。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 財務課長。
- ○財務課長(藤岡章夫君) 再質問にお答えいたします。

契約と予算の関係ということでございますが、まず予算の担保がないと契約ができないということで、今回先に予算を計上しております。この予算をお認めいただければ、その後に業者のほうと変更協議を行いまして仮契約を締結。そして先ほど答弁しましたけれども、次の議会にて御審議いただくというような流れでございます。

以上です。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 施設管理課長。
- ○施設管理課長(戸枝潤也君) お答えいたします。

なぜ今になったのかということについてでございますが、こちらにつきまして、保険のほうとの調整、あとは住まわれている方、1棟4戸居住しているということがありまして、残りの部分に住まわれている方がおられましたので、その方々との調整。あとは実際被災を受けた方の移転先等々にちょっと時間を要したもので、今になったような状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 及川智善君。
- ○13番(及川智善君) 情報を得ていないのではっきり分からないんですけれども、住宅の方の、 被災を受けた方については、今どういう状態に住居を確保されていらっしゃるんですか。それ は町について何か関連しているんでしょうか。お伺いします。
- ○議長(吉岡伸二郎君) 施設管理課長。
- ○施設管理課長(戸枝潤也君) お答えいたします。

被災を受けた方につきましては、八幡崎住宅に政策的空家というものを所有してございまし

て、そちらのほうに移転していただいています。

以上でございます。

- ○議長(吉岡伸二郎君) ほかに質疑ございませんか。2番 渡邉博恵君。
- ○2番(渡邉博恵君) 1点お伺いいたします。

9ページ、2目社会体育施設災害復旧費、14節工事請負費の総合体育館災害復旧工事についてお伺いいたします。

今回の地震でも照明が随分やられております。照明が花びらのように3つついていて、それがくるんくるんと上を向いたんですけれども、やはり避難所にもなりますし、しっかりと直していただけるというお話を聞いていたんですけれども、その照明の設計というか、どのような方向で今度災害に強い体育館の復旧工事をなさるのか、お伺いいたします。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田輝久君) お答えいたします。

まず、議員御指摘のように今回の地震でメインアリーナの照明があちこちの方向を向いてしまったということがございます。こちらの中身につきましては、現在改修のための設計を出しているところなんですけれども、今現状ですと1つの照明に対して3点で留めている形、つられた状態になっています。この状態でまた同じように戻してしまうと、またくるくる回ってしまうということがありますので、今回は現地でさらに動かなくするようにしっかりと留めるようなことで、固定を強めていくということで現在検討を進めているところでございます。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 渡邉博恵君。
- ○2番(渡邉博恵君) では今の3つの照明をじゃあすごく固定するという方向で、今やっていただいているんでしょうか。私はまた完全に、もう少し災害に強い、完全に、何というの、照明を大丈夫なようにして直すのかと思いましたら、そのようになさるということで。そうすると、これから先もそれではその固定をして、例えばまたメンテナンスというときに、あの照明はまた足場を組んでとかいろいろなことがあるんですけれども、そういうことを考えていただいて、メンテナンスの部分も何かあったときにすぐ直せるような状態にしていただけるのか。

それから、総合体育館が今閉まっているということで、すごく大きなことだと思うんですけれども、いつ頃からしっかり設計していただいて工事が始まって、どれくらいの期間でやっていただけるのか、お伺いいたします。

○議長(吉岡伸二郎君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(鎌田輝久君) 再質問にお答えいたします。

今回考えている、さらに照明のぶれが生じないように固定することによりまして、同じよう な地震が来たときに十分対応できるようになっていくと考えております。

あと、ふだんからのメンテナンスのためのということでございますが、現状でも天井裏のところに作業のために入れる通路等がございます。そういったところで届く範囲のところは対応していますので、何度も足場を組むというようなことがないようにこれから進めていきたいと考えています。

あと、今後の見通しでございますけれども、現在改修の設計のほう、5月末までで設計会社 のほうにお願いしております。その後、積算して入札、6月の下旬になってくるかと思います。 それを受けてからの工事となりますので、そこからまた数か月ということで秋口から何として も年内中には終わらせたいというふうに考えています。

- ○議長(吉岡伸二郎君) よろしいですか。ほかに、関連。15番 遠藤紀子君。
- ○15番(遠藤紀子君) 今の体育館の件で、私も全員協議会のときも質問させていただきましたけれども、非常に大きな額になるんですけれども、激甚災害に指定されなかったということで非常に大変な額を使わなければならないんですけれども、改めて3度目の正直でございます。今までの2回目までの工法と大分、今も照明のお話がありましたけれども、天井全体を見ても大がかりな足場を組むようでございますけれども、国の補助が来ないから町独自のしっかりとした工事ができるのではないかと思いますが、そのあたりの確認をお願いいたします。
- ○議長(吉岡伸二郎君) 当局、答弁願います。財務課長。
- ○財務課長(藤岡章夫君) お答えいたします。

今回、体育館の災害復旧費につきましては、先日の全員協議会でも御質問いただきまして、 内部でも様々な検討を行っております。その中で、やはり先ほど答弁しているとおり、できる 限り早い復旧、そういったことも含めまして、現在の先ほど答弁したような内容の復旧工法で 決定したところでございます。改修してですね、天井が落ちないようにということをメインに 考えての内容でございます。御理解いただければなと思います。

以上です。

- ○議長(吉岡伸二郎君) ほかに質疑ございませんか。9番 安田知己君。
- ○9番(安田知己君) 9ページで今のところなんですけれども、社会体育施設災害復旧費の工 事請負費がありますけれども、これは1億円なんですけれども、この総合体育館の復興に幾ら、

あとは温水プールの復興に幾らというふうな内訳、それを教えていただけますか。

- ○議長(吉岡伸二郎君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田輝久君) 現在この内訳のところですけれども、これから契約に付していくところでしたので、回答を差し控えさせていただきたいと思います。
- ○議長(吉岡伸二郎君) 安田知己君。
- ○9番(安田知己君) そうですね、どのくらいの割合であるかちょっと気になったんですけれども、今プールの天井を見ると何か垂れ下がっていて、すごく、たわんでいるというんでしょうか。その部品がやはり、考えてみると今のプールの天井があまり今のプールにはふさわしくなかった天井だったんじゃないかみたいな話もちょっと聞こえてくるんですね。その部品も今手に入らなくなってきているというので、大分そのプールの天井ね、大がかりな改修が必要になってくると思うんですけれども、その辺部品とか入らない状況でどのように考えているのか、その計画などあれば教えていただきたいと思います。
- ○議長(吉岡伸二郎君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(鎌田輝久君) お答えいたします。

温水プールの現在の天井につきましては、しっくいボードの上に水、湿気に強くなるような 塗料を施したような施工になっています。ただ、現在でのそういう水回りが関連する施設では 使わないような天井になってきておりまして、議員御指摘のとおり前の材料でというのは、今 現在困難なところでございます。今後の改修につきましては、現在同じような水泳施設などで 活用しているような材料で、それを現場に合わせた形で部分的に補修したいと考えています。

○議長(吉岡伸二郎君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。 これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉岡伸二郎君) 討論がありませんので、これで討論を終わります。 これより、議案第32号令和4年度利府町一般会計補正予算を採決します。 お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉岡伸二郎君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年4月利府町議会臨時会を閉会します。

議員の皆さん、当局の皆さん、御苦労さまでした。

午後1時36分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長郷家洋悦が記載したものであるが、その内容に相違がないこと を証するためここに署名する。

令和4年4月28日

議長

署名議員

署名議員